第14号様式（第８条関係）
（その１）



収　支　報　告　書

（令和 2 年分）✓

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	特定パーティー開催団体
☑	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

✓

活動区域の区分	
☐	２以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内 ✓

（ふりがな）

1. 政治団体の名称　せいりしによるさとうこうじこうえんかいV
　税理士による佐藤公治後援会 ✓

2. 主たる事務所の所在地　尾道市新浜二丁目二番21号 ✓

3. 代表者の氏名　岡村三千男 ✓

4. 会計責任者の氏名　土井正宣 ✓

　事務担当者の氏名　土井正宣

（電話）　0848－23－4757

資金管理団体の指定の有無	
☐	有　現職・候補者等
	公職の種類
	届出者氏名
☑	無 ✓

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
	公職の種類 衆・参 議院議員 （現職）・候補者等
	公職の候補者氏名 佐藤公治

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

※この欄は，記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
100140	✓	有・（無）	有・（無）

（その２）

収　支　の　状　況

１．収支の総括表

項目	金額（円）
（１）収入総額　（①＋②）	488875
①（前年からの繰越額）	340873
②（本年の収入額）	148002
（２）支出総額	95194
（３）翌年への繰越額　（(1)－(2)）	393681

２．収入項目別金額の内訳

項目	金額（円）	員数（人）
（１）個人の負担する党費又は会費		

（２）寄附	金額（円）	備考
ア　寄附の区分（イを除く）		
（ア）　個人からの寄附		
（うち特定寄附）		
（イ）　法人その他の団体からの寄附		
（ウ）　政治団体からの寄附	130000	
小　　計（(ア)＋(イ)＋(ウ)）	130000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ　政党匿名寄附		
合　　計（小計＋イ）	130000	

（その６）

（６）その他の収入

	摘　　要	金　　額											備　　考
				十億			百万			千			円	
この頁の小計													
１件１０万円未満のもの										1	8	0	0	2
合　　計										1	8	0	0	2

（その７）

（７）寄附の内訳				寄附者の区分	政治団体	
	団体の名称	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	広島県税理士政治連盟	130,000	26.6.24	広島市中区袋町4-17	伊藤博文	
この頁の小計		130,000				
その他の寄附						
合　計		130,000				

※　同一の政治団体からの年間５万円を超える寄附は個別に記載すること。

（その１３）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
（１）人件費		
（２）光熱水費		
（３）備品・消耗品費		
（４）事務所費		
小　計（(1)～(4)）		
2　政治活動費		
（１）組織活動費	62194	
（２）選挙関係費		
（３）機関紙誌の発行その他の事業費		
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣伝事業費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費		
エ　その他の事業費		
（４）調査研究費		
（５）寄附・交付金		
（６）その他の経費	33000	
小　計（(1)～(6)）	95194	
合　　計	95194	※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は，備考欄に金額を内数で（　）書すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（大会費）		
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
会場費	62,194	2.8.20	尾道国際ホテル	尾道市新浜一丁目13-6	
この頁の小計	62,194				
その他の支出					
合計	62,194				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	その他経費（雑費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬	33,000円	2,6,2	栗原康雄	福山市新市町戸手2331-19	
この頁の小計	33,000円				
その他の支出	0円				
合計	33,000円				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 27 日

政治団体の名称　税理士による佐藤公治後援会

会計責任者の氏名　土井正宏　印

代表者の氏名（解散時のみ）　　印

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。

2　解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し，政治団体解散届と併せて提出すること。



政治資金監査報告書

令和３年５月２０日

税理士による佐藤公治後援会

代 表　岡 村　三千男　殿

登録政治資金監査人 栗原康雄 

登　録　番　号　第　１８７１　号

研修修了年月日　平成２２年２月５日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による佐藤公治後援会の令和２年１月１日から令和２年12月31日までに係る法第１２条第１項に規定する収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、会計責任者の土井正宣が会計帳簿等の関係書類を所持・管理しており、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を避けるため、*会計帳簿等の関係書類を所持・管理している土井正宣税理士事務所（尾道市栗原町９７０８－１サンパレス大池１階）*において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領

収書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出はない。

３　業務制限

税理士による佐藤公治後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による佐藤公治後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上